

令和3年6月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0531 第2号」により、下記検査項目につき検体検査実施料が令和3年6月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
鳥特異的 I g G 抗体	873 点	免疫 144 点	「D012」 感染症 免疫学的 検査の 「52」	診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者を対象として、E I A法により、鳥特異的 I g G 抗体を測定した場合は、本区分の「52」抗トリコスポロン・アサヒ抗体の所定点数を準用して算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
レプチン	1000 点	免疫 144 点	「D014」 自己抗体 検査の 「43」	ア 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、E L I S A法により、血清中のレプチンを測定した場合は、本区分の「43」抗アクアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。 イ 本検査の実施に当たっては、関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
血管内皮増殖因子 (VEGF)	460 点	免疫 144 点	「D014」 自己抗体 検査の 「39」	クドウ・深瀬症候群 (POEMS症候群) の診断又は診断後の経過観察の目的として、E L I S A法により、血管内皮増殖因子 (V E G F) を測定した場合は、本区分の「39」抗GM1 I g G 抗体の所定点数を準用し、月1回を限度として算定できる。

以上